

ありますが、私のこれからお伺いせんとすることに関連しまして、はなはだ失礼ですが、西川塩脳部長さんは、いつも塩脳部長に御就任されましたか伺いたい。

○西川説明員 二十六年の七月就任いたしました。

○福田(繁)委員 それじやわかりましたが、なお失礼でありますするが、昭和二十五年の三月ころは、西川塩脳部長は何の職についておりましたか、一応伺いたいと思います。

○西川説明員 札幌の国税局長です。それなれば、昭和二十五年の三月十七日の閣議におきまして、塩業対策の根本を決定せられたことは御承知あられましたか、それをまず伺いたいと思います。

○西川説明員 承知いたしておりま

○福田(繁)委員 ただいまの御答弁では、御承知されておられると申されましたから、以下数点にわたって御質問いたしたいと思います。

昭和二十五年三月十七日の閣議におきまして、国内塩業対策に関する四点の決議をいたしておられるはずなんですね。第一番が、国内需要の食料用塩について、その全量を国内で確保するため、さしあたり七十万トンを目指すこと。二番が、製塩設備並びに製塩技術の改善により、国内増産と生産費の軽減をはかるため、健全な企業の合理化をはかるため、健全な企業形態をとらしめること。四番が、右に必要な資金、資材などの確保を講ずること、こうなつておるのであります。

爾來三箇年を経過しておりますが、その間ににおいて当局においては、この閣議決定であります四項目に従つていかなる対策を講じられておられるか。ながれく」といたしましては、いつまでこういう状態では、このかんじに、今回提案されておりますこの塩業組合法案といふものが、右の根本対策とどういう関係があられるかということを、一応伺いたいと思います。

のでありまするが、しかるに依然として先ほど承つたような数字でありまするが、これをいかにして七十万トンないし百万トンに向ふせしめるかといふことの具体的案がありますすれば、参考に

○西川説明員 われ／＼事務的の考え方を申し上げますと、大体新規に塩田をつくるということと、既設の塩田の改善、改良をはかりまして、一町歩当たりの生産をふやして行く。それから數量の増産には大して効果はないのであります、が、コストを下げるという面からいたしまして、塩を煮つめますところの煎熬設備を、從来ありましたよ／＼な平釜とか、蒸氣とかいうふうな原始的なものではなくて、真空式というような煎熬形態に持つて行くことが考えられるわけであります、その塩田の新設につきましては、これも大体二つにわかれまして、從来のような入浜塩田を新規につくるということと、それから最近きわめて増産効果が著しく、またコストの低いところの流下式と申しまして、一定の傾斜を設けて、粘結力の強い粘土を用いてつくりましたところの流下式塩田の二つがありますが、この二つを比較いたしますと、流下式塩田というのは、粘土が大事でありますけれども、これを築造するコストについて申し上げますと、入浜塩田よりもはるかに安くつくわけであります。その理由は、入浜塩田というのは、御承知のように堤防が必要でございまして、堤防と塩田と合せまして、現在の物価では一町歩当たり大体五百萬から六百万という厖大な資金を要するわけであります、が、流下式の方は、それに比較して堤防を設ける必要がないといふ

点と、適當な粘土の所在地にもよりますが、それとも、この粘土の多い岡山付近におきましては、大体一町歩当たり九十万、あるいはせいや百五十万といつて下式塩田の方が資金が少くて済むといふ点が一つ。それから従来流下式塩田によつての生産実績を調べてみますと、平均五割方増産になつております。その理由としましては、従来の入浜塩田では晴雨が決定的要件になりますとして、雨が降つているときには、塩田の作業をやるわけにはいかぬのであります、流下式の方は、雨のときはであります、雨上がりのときには、入浜塩田の方が、砂をさらにかきわけて広げるのにどうしても半日くらいかかるわけになりますが、流下式の方は、雨が上れば、コツク一つひねればいいという点があります。そういう点で広げるのにどうしても半日くらいかかるために、生産が五割方上昇するといふ点で申しますか、そういう点が高稼業度と申します。そこからいたしまして、われくとしましては、今後生産を高めて行く方法としては、今後生産を高めて行く方法として考えられるのは、大体原則的に流下式で行くべきである。これも従来入浜塩田で能率の悪い、生産の低いところの塩田を旅下式にかえることによつて、増産の実を上げて行く。また一方では、新規の流下式もつくつて行く。それから入浜塩田につきましては、できだけ新規の入浜塩田の開設は避けまして、従来廃止あるいは休止されていながら、塩田を復活させるというふうなことで、例外的に入浜塩田の増設を考えて行く、こういうふうなことを考えておるわけであります。もちろんこれは、国の財政事情を考慮しての関係

でありまして、一町歩当たり五百萬、六百万かけても国内塩の増産がせひとも必要であるというふうな、そういう至上命令でありますれば、この点はまだ増産の余地はあると考えられるわけであります。しかしそういつた一町歩あたり五百万から六百万もかけるということは、外国からの輸入塩の關係からしまして、資金効率からいって、こういう施策はとるべきじやないといふをうな考え方を持つておるわけであります。

それから真空式の場合であります
が、この点は從来そういう方針で参りましたので、あと平釜とか蒸気とかで残つているのはごくわずかでございまして、大体ペーセンテージで申しますと、一割見当になつております。こういうものもできるだけ早い機会に真空式にかえて行きたい、こういう考えを持つております。

もう一つつけ加えたいと思いますことは、昨年の七月から操業いたしておられます福島県小名浜の加圧式製塩であります。これは海水から直接塩をつくる設備でございまして、公社としましては、国内製塩方式の一つの革命的な方法としまして、テスト・プレント方式に一万トンの工場をつくつたのであります。この点は昨年の七月から動いておりまして、現在塩がどんどん出ておりますが、これは電力が豊富であつて低廉であれば、今後この方式にかえて行くことが最も企業的に有利であるというふうに考えられておるわけであります。鹿児島県の屋久島というのは、御承知の

ようすに電源開発地帯としてはさきめて、そこで十万トン・プラントの加圧式製塩工場をつくるというふうな計画がかなり進行しているようあります。それ以外にも三、四箇所くらいある程度までして、これも要するに豊富低廉な電力が確保されなければなりません。そういう話が進行しているようではあります。でも、これも要するに豊富低廉な電力も取入れなければいけない、こういうふうには考えておりますが、現地では至つておりますけれども、そういうふうなものもいずれ具体的に計画とこころでは、この増産計画の中には、具体的には計画として入れるところまでは至つておりませんけれども、どういふうなものもいづれ具体的に計画の中に纏り込まなければいけないので、やなかろうか、かのように考へておきます。

すのは、從来入浜塙田がございまして、廢止または休止状態にある。一方で、その隣接の入浜塙田が現在稼働して、煎熬設備もある。その煎熬設備の能力がかりに一万トンある。その煎熬設備の一万トンの能力に対しても、實際のその付近の入浜塙田の鹹水の量は、一万トンに足らぬといふような場合は、当然休止または廢止の塙田を復活いたしますして、一万トンに達するようになります。されば、煎熬部門では新たに金をかけなくとも、入浜塙田の復活だけにて効果を上げる、こういうことになりますので、そういうような場合については、当然取上げてもいいんじやなからどうか、かように考えておる次第であります。

万四、五千円、それから一万トンの場合には大体二万円前後、それから一萬六千トン程度になりますと八千五百円、こういうふうなことになつておるようであります。それから流下式につきましては、これは既設の入浜塩田の生産との比較になりますので、具体的な数字を申し上げるわけに行きませんが、先ほど申しましたように、増産のペーセンテージで申しますと、大体全国平均で、既設の入浜塩田よりも数量の点で五割方の増産になつております。それから数量の点ではないのであります、コストの面から申しますれば、入浜塩田の場合には、一町歩当たり大体所要労務者が五、六人というふうな状態であります、つまり下式の場合には、大体一町歩当たりいふやうな労務で足りる、でも一人、二人で済むというふうな状態でございますので、三分の一ないし五分の一くらいな労務で足りる、こういうことになつております。

で、恐縮ですが、銀行局長の御意向を伺いたいと思います。

しては、御指摘のように信用事業と経済事業を兼営させておるのが実情であります。これは私どもは、金融制度本来の趣旨から言えば、必ずしも本筋はそうあるべきではないと思いますが、農業という特殊の事情から、これはやむを得ないと考えております。なお今お話のありました事業協同組合につきましても、これは主として都市にある商工業の協同組合であります。これらにつきまして、私どもとしては、事業協同組合に預金業務を認めるとは適当でないという観点に立つて、それ方針を貫いている実情にあるわけであります。

○福田(繁)委員　ただいまの銀行局長の御意見は、銀行局長のお立場としてしごくもつともである点は、私も了承できるのであります。そこで幸いに、ただいま愛知政務次官がお越しでござりますから、愛知政務次官に伺いたいと思います。

この問題は、お聞きのよな銀行局長のお話でございますが、もとより専売法に基づく塩業組合当時ですら預金を受入れた、同時に今お話のごとくに、農業協同組合もさようなわけです。そして前提としまして、国内塩の増産は絶対的必要急務であるというので、こういう法律案を出されたのでありますから、むしろこの際、仮つくつて魂入れるという意味合いでおいて、原案を訂正されて、農協と同様に時金の受入れをなし得られるようにすることが、とりもなおさず目下の急務であるとこ

るの国内債の増産に即應するゆえんであるからうかと私は思うのですが、大蔵省政務次官としていかがうにお考えになられるか、一応伺つておきたいと思います。

○愛知政府委員 大蔵省といたしましては、一応ただいま銀行局長から御説明申し上げましたような意見で、この法律案をとりまとめたわけでございまして、現在においては、預金業務をいたすことはちよつといかがかと実は考へているわけでございますが、なお将来の問題としては、十分検討させていただきたいと思います。

○内藤委員長代理 次に、一昨二十二日本委員会に付託されました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案、昭和二十八年度における国債整理基金を充てるべき資金の繰入の特例に関するする法律案、及び同日予備審査のため付託されました証券投資信託法の一部を改正する法律案、また昨一二三日本委員会に付託されました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案、及び保険業法等の一部を改正する法律案の八法案を一括議題として、まず政府当局より提案題旨の説明を聽取いたします。愛知大蔵政務次官。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

法律第六十三号の一部を次のように改正する。

第七条 削除

第八条中「補助貨幣」の下に「(貨幣)法(明治三十年法律第十六号)第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び同法第十七条の規定により通用する貨幣並びに臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第二条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。」を加える。

第十八条第一項中「補助貨幣の回収に充てるため」を削り、「第九条の規定により編入する金額」を「第九条又は第三十二条第一項の規定により編入する金額、第十八条の二、第三項の規定による一般会計からの繰入金」に改め、「この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。」を削り、同条第二項を次のように改め 同条第三項を削る。

2 回収準備資金は、補助貨幣の引換又は回収に必要な金額に充てるものとする。第十八条の次に次の一条を加える。

(回収準備資金の使用)

第十八条の二 回収準備資金は、前条第二項の規定により補助貨幣の引換又は回収に充てる外、予算の定めるところにより、補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良のため使用した回収準備資金の額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

3 補助貨幣の引換又は回収上回収準備資金に不足があるときは、第一項の規定により固定資産の拡張及び改良のため回収準備資金を使用した金額の範囲内において、その不足を補てんするため必要な金額を、一般会計から、予算の定めるとところにより、回収準備資金に繰り入れることができる。

第十九条を次のように改める。

(回収準備資金の運用及び運用益の処理)

第十九条 回収準備資金に属する現金は、資金運用部に預託する場合に限り、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金に編入するものとする。

第三十一条中「第七条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める。

第三十二条の見出しを「利益の回収準備資金への編入」に改め、同条第一項中「当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に、回収準備資金に編入しなければならない。」に改め、同条第二項中「一般会計へ」を「回収準備資金に」に、「納付」を「編入」に、「当該年度内に」に改め、同条第三項中「当該年度内に」に改め、「納付」を「回収準備資金に編入」に、「翌年度に」に改め。

1 附則
この法律は、公布の日から施行し、第七条及び第十八条の二の改

正規定は、昭和二十八年度以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。

二 造幣局特別会計の昭和二十七年度以前の決算上の利益の処理に関しては、なお従前の例による。

三 基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

(国債の元金償還のための繰入等の特例)

第一条 昭和二十八年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項

の規定による国債の元金の償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額については、同条第二項の規定は、適用しない。

(日本国有鉄道等の負う法定債務の償還金等の帰属会計の特例)

第二条 この法律施行後償還期限又は利払期日の到来する日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第二百五号)第九条第二項又は日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八条第二項の規定により日本国有鉄道又は日本電信電話公社が政府に対しう債務の償還金及び利子(以下「法定債務の償還金等」という。)を

「翌年度」を「翌翌年度」に、「一般会計」の「当該利益を生じた年度の翌年度内に」に改め、「納付」を「回収準備資金に編入」に、「當該利益を生じた年度の翌年度内に」に改め、「納付」を「回収準備資金に編入」に、「翌年度に」に改め。

3 この法律において「委託会社」とは、証券投資信託の委託者となることを業とする会社をいう。

4 第四条第一項中「大蔵省に備える

「委託会社」に改め、同条第二項中「資本の金額」を「資本の額」に改められた会社(以下「委託会社」という。)を

「委託会社」に改め、同条第二項中「資本の金額」を「資本の額」に改められた会社(以下「委託会社」という。)を

「委託会社」に改め、同条第二項中「資本の金額」を「資本の額」に改められた会社(以下「委託会社」という。)を

(一般会計からの資金のみなし繰入)

第三条 政府が昭和二十八年度において日本国有鉄道及び日本電信電話公社から法定債務の償還金等の支払を受けたときは、その支払金額に相当する金額が、国債整理基金特別会計第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

第六条を次のように改める。

(免許の申請)

証券投資信託法(昭和二十六年法律第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「登録」を「免許」に、「第二十一条」を「第二十条の二」に改め

第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「委託会社」とは、証券投資信託の委託者となることを業とする会社をいう。

4 第二条に次の二項を加える。

5 第二条に次の二項を加える。

6 第二条に次の二項を加える。

7 第二条に次の二項を加える。

前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 追加信託をすることができるものであるときは、その発行の際までに追加信託をした信託の元本の額及び受益権の総口数

二 当該受益証券が追加信託に係るものであるときは、その発行の元本の額及び受益権の総口数

三 第二章の標題中「登録」を「免許」に改める。

第六条を次のように改める。

(免許申請)

第六条 委託会社となろうとする会社は、左に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の免許を受けようとする会社は、左に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

1 商号及び資本の額

二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 取締役の氏名

3 前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、信託契約締結に関する計画書その他大蔵省で定める書類を添附しなければならない。

第七条 大蔵大臣は、前条第二項の規定による免許の申請があつた場合において、その申請が第一号及び第二号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者の人材構成及び有

第五条第一項中「百三十億円」を「百七十五億円」に改める。

第十七条中〔明治四十年法律第四十五号〕を削り、同条の次に次の二条を加える。

(退職手当)

第十七条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第二十二条の二 第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削る。

第二十三条中「若しくは復興金融債券」を削る。

第三十二条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十五条から第四十条まで 削除

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正前の国民金融公庫法第三十五条及び第三十七條の規定は、昭和二十八年九月三十日までは、なお、その効力を有する。

2 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定に基いて国民金融公庫に設けられた共済組合(以下「共済組合」という。)は、昭和二十八年十月一日に解散するものとする。

3 共済組合の解散及び清算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条、第七十四條本文、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条

(法人の清算)の規定を準用する。

この場合において、同法第七十四条本文中「理事」とあるのは「国民金融公庫總裁」と、同法第八十二條中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と読み替えるものとする。

4 共済組合が解散した場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、政令で定めるところにより、国民金融公庫又は国民金融公庫に係る健康保険の保険者(以下「保険者」という。)に帰属する。

5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に関する必要な事項は、政令で定める。

6 昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者について、同日に退職したものとみなして国家公務員共済組合法の退職給付に関する規定を適用する。

7 昭和二十八年十月一日以後において国家公務員共済組合法の規定により支給すべき退職年金、廃疾年金及び遺族年金並びに廃疾一時金及び年金者遺族一時金は、国民金融公庫がその負担において支給するものとする。但し、前項に規定する者が昭和二十八年十月一日前に廃疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のために同日以後に退職した場合においては、同法第四十二条(廃疾年金)及び同法第四十五条(廃疾一時金)の規定の適用はないものとする。

8 共済組合が国家公務員共済組合の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び休

業給付の義務は、保険者が承継する。

9 前項の規定により保険者がする給付の費用の二分の一は、国民金融公庫が負担するものとし、当該

臣と読み替えるものとする。

10 昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者が、同日以後引き続き国民金融公庫に在職し、この法律の施行により健康保険の被保険者となつた場合においては、その健康保険の被保険者となつたことに因つては、その者についての給付の支給を打ち切らないものとする。

11 第八項の規定により保険者が給付を行う場合には、前項但書の規定に該当する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行わない。

12 第二条中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」に改め、「又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)」及び「農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。」を削る。

13 この法律施行前から引き続いて、当該財産のうちからその満たなかつた部分の金額に達するまでの財産を留保した後でなければ「大蔵大臣の承認を得た後でなければ」に

「前項」に、「大蔵大臣の承認を得て、當該財産のうちからその満たなかつた場合においては、同項」を削る。

14 第十九条の七第一項中「(明治三十二年法律第四十八号)及び(明治三十二年法律第十四号)を削る。

15 第十九条の三を第十九条の二十一とし、以下第十九条の七までを十八条ずつ繰り下げ、第十九条の二の次に次の十八条を加える。

16 第十九条の三株式会社(これと同種の外国会社を含む。)である閉鎖機関については、その発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、閉鎖機関の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該機関の本邦内に在る財

法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十条の規定を適用する。

17 閉鎖機関の一部を改正する法律案

閉鎖機関令の一部を改正する法律

閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第74号)の一部を次のようにより改正する。

18 第十九条第二項中「在外活動閉鎖機関以外の閉鎖機関で、」を「閉鎖機関のうち」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該在外債務の総額を確實に弁済するに足りる金額に達するまでの財産を」を「当該在外債務の総額がうち本邦内に在る財産以外のもの(以該閉鎖機関の財産(債務を除く。)に相当する本邦内に在る財産(債務を除く。)を、その他の場合において当該

につき政令で一定の金額を定めたときは、その金額を加算した額)に相当する本邦内に在る財産(債務を除く。)を、その他の場合において当該

項目を次のように改め、同条第一項を削る。

第一項の規定により政令で金額を定める場合には、同項の規定により閉鎖機関の留保する財産が当該閉鎖機関の在外債務の総額をこえることとならないようしなければならない。

並びに在外活動閉鎖機関及び第十九条の三第一項及び第六項中九条第二項又は第三項を「及び第十九条第一項又は第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「特殊清算人は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第十九条の五第一項に規定する場合は、」の下に「第十一条の五第一項に規定する場合は、」を削る。

並びに在外活動閉鎖機関及び第十九条の三第一項又は第三項を「及び第十九条第一項又は第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「特殊清算人は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第十九条の六中「大蔵大臣」を「特種清算が結了した場合においては、」の下に「第十一条の五第一項に規定する場合は、」を削る。

第十九条の六中「大蔵大臣」を「新会社」に、「新会社」に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改める。

第十九条の七第一項中「(明治三十二年法律第四十八号)及び(明治三十二年法律第十四号)を削る。

第十九条の三を第十九条の二十一とし、以下第十九条の七までを十八条ずつ繰り下げ、第十九条の二の次に次の十八条を加える。

第十九条の三株式会社(これと同種の外国会社を含む。)である閉鎖機関については、その発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、閉鎖機関の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該機関の本邦内に在る財

（第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額にそれぞれ相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）をも留保した後の財産に限る。）をもつて株式会社を設立すべきことを特殊清算人に對して申し立てることができる。

前項の申立ては、書面でしなければならない。

二 閉鎖機関の名称

三 申立の趣旨

四 新たに設立しようとする株式会社（以下新会社といふ）の目的及び業務の概要

五 その他必要な事項

第十九条の四 特殊清算人は、前条第一項の規定による申立てがあつたときは、連帶なく大蔵大臣にその旨を報告するとともに、新会社の設立手續の開始の承認を求めなければならぬ。

特殊清算人は、前項の規定による承認があつたときは、その承認に際し大蔵大臣の指定する日（以下計画基準日という）以後当該閉鎖機関の債務（大蔵大臣の指定す

その承認のあつた日から三月以内に申立書の趣旨に従つて新会社設立計画案(以下計画案といふ)を作成し、これについて株主総会の決議を経なければならない。

前項の計画案には、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方
- 二 新会社が発行する株式の総数及び設立に際して発行する株式の総数
- 三 新会社が額面株式を発行するときは、一株の金額
- 四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項
- 五 閉鎖機関の株主に對して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
- 六 新会社の負担となるべき設立べき事項
- 七 その他新会社の定款に記載すべき事項
- 八 設立の際ににおける新会社の資本及び準備金の額
- 九 新会社の設立の際に閉鎖機関から新会社に移転すべき財産及びその価格
- 十 新会社の設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要
- 十一 その他必要な事項

特殊清算人は、計画案を作成す

第十九条の五 特殊清算人は、前条第二項の株主総会の決議を求めるため、会日を定めて株主総会を招集しなければならない。前項の場合において、本邦外に本店を有する閉鎖機関については、他の法令又は定款にかかるわらず、本邦内の主たる営業所の所在地において、株主総会を招集することができる。

第一項の規定により株主総会を招集する場合には、会日から二週間前に、株主に対し株主総会の会日及び会議の目的である事項を通知する外、命令の定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

前条第二項の株主総会の決議は、発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を有する株主の賛成によるものでなければならない。特殊清算人は、第三項の規定による公告をする場合においては、計算案の外、閉鎖機関の計画基準日の午前零時における財産目録及び貸借対照表、指定日から計画基準日までの収支計算書並びに債務の弁済及び残余財産の分配に関する一覧表をその主たる事務所に備え置き、株主の閲覧に供しなければならない。

第十九条の七 特殊清算人は、前条の規定による認可を申請したときは、遅滞なく、閉鎖機関に対しても債権（本邦内に在る財産に限る。）を有する者（以下国内債権者という。）に対し、当該申請に係る計画案及び新会社の設立により当該債権が当該新会社に移転することについて異議があるときは一月以内に事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、知れている国内債権者には、当該期間内に各別にその旨を催告しなければならない。

国内債権者は、前項の期間が経過した後は、同項の異議を申し出ることができない。

第十九条の五第五項の規定は、第一項の規定による公告をする場合に、これを準用する。この場合において、第十九条の五第五項中「株主」とあるのは「国内債権者」と読み替えるものとする。

第十九条の八 大蔵大臣は、第十九条の六の規定による認可の申請があつた場合において、その申請に係る計画案が左に掲げる要件を備えていると認めるときは、前条第一項の期間の経過後、当該計画案を認可するものとする。

一 計画が法律の規定に違反していないこと。

二 計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

大蔵大臣は、前項の規定により計画案の認可をする場合において、閉鎖機関の国内債権者が前条

第一項の異議を申し出たときは、当該閉鎖機関をして、当該国内債権者につき弁済せしめ若しくは相手の担保を供せしめ又は当該国内債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託せしめることを条件として、且つ、計画案に所要の修正を加えて認可するものとする。

前項の場合の外、大蔵大臣は、前条第一項の規定による計画案の認可に際し、計画案に所要の修正を加えて認可することができる。

第十九条の九 特殊清算人は、前条の規定による計画案に認可があつたときは、逕帶なく、その旨を公告し、且つ、認可を受けた計画案（以下決定計画という。）をその主たる事務所に備え置き、利害關係人の閲覧に供しなければならぬ。

第十九条の十 特殊清算人は、やむを得ない事由により決定計画に定める事項を変更する必要を生じたときは、これを変更し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第十九条の四 第二項から第四項まで及び第十九条の五から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十九条の十一 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画案の認可があつたときは、逕帶なく、募集設立に関する商法（明治三十年法律第四十八号）の規定に準じ決定計画の定に従つて新会社を設立しなければならない。この場

ノ変更ヲ為サザル旨ヲ定款ヲ以
テ定ムルコトヲ得

する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

財政状況並びに国債の償還状況からい
たしまして、昭和二十八年度におきま

きましては、いざれも委託会社として
適格と考えられますので、免許を受け

が、これによつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補填するため、予算の定

会社ハ商法第二百二十四条ノ二
第三項ノ規定ニ拘ラズ定期総会
ノ会日以前九十日ヲ超エザル日

造幣局特別会計におきましては、補助貨幣回収準備資金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合においては、そ

しては、一般会計からの繰入れは、財政法の規定による繰入れのみにとどめることとしようとするものであります

たものとみなすことにしております。
また委託会社の免許制度を採用しま
したことに伴い、委託会社の監督を整

める範囲内において、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をすることができるとしてする必要があるの

第十九条第二項中「十万円」を
「三千万円」に改める。
第八十八条に次の一項を加え
る。

第二条 外国保険事業者に関する法律(昭和二二年三月三日法律第百八二号)

卷之三

第四条第四項第五号中「未経過保険料準備金」を「責任準備金」に改め、同条第六項中「及び未経過

第三条中「交付未終過保険料準備金」を削る。

第二十一条第一項中「又は未経過保険料準備金」を削る。

「**險料準備金**」を削る。

この法律は、公布の日から施行す。

○愛知政府委員 ただいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正

する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、補助貨幣回収準備資金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合においては、その価額に相当する金額を回収準備資金に編入し、もつて補助貨幣の回収準備に充てて来たのであります。しかして補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用については、一般会計から繰入れを行つて来たのであります。が、補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、これらの一般会計からの繰入れをとりやめ、これを回収準備資金からまかうこととするものであります。なお、右の改正に伴い、従来一般会計に納付することとなつております同会計の決算上の利益金については、これを回収準備資金に編入することに改めようとするものであります。

以上の措置は、昭和二十八年度から適用することいたしたいと思います。

第二は、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案でございます。

国債の元金償還につきましては、從来国債整理基金特別会計法等の規定によりまして、前年度首の国債総額の万分の百十六の三分の一を一般会計または特別会計から国債整理基金特別会計に繰入れるほか、財政法第六条の規定によりまして、歳入歳出の決算上の剩余金の二分の一以上を繰入れることとなつておりますが、最近における国

財政状況並びに国債の償還状況からいたしまして、昭和二十八年度におきましては、一般会計からの繰入れは、財政法の規定による繰入れのみにとどめることとしようとするものであります。

また日本国有鉄道及び日本電信電話公社が旧特別会計当時負担していた公債及び借入金は、公社発足の際、一般会計の負担に歸屬し、公社は同額の債務を政府に對し負担することになつたのであります。が、公社がその債務の元金及び利子を政府に支払う場合においては、これを国債整理基金特別会計に直接納付することとしようとするものであります。

第三は、証券投資信託法の一部を改正する法律案でございます。

証券投資信託につきましては、一昨年実施以来、相当の好成績を収めて来ておりますが、その間の実施状況にかんがみまして、今後一段と公益及び投資者の保護のため積極的な措置を講ずることが必要であると存ぜられますので、証券投資信託の委託会社の監督を強化する等のため、さきに証券投資信託法の一部を改正する法律案を第十五回国会に提出しましたが、審議未了となりましたので、今回若干の調整を加えてあらためて提出した次第であります。

その内容について申し上げますと、まず委託会社の免許制を採用したこととあります。従来の登録制度におきましては、實質的に委託者として適格かどうかを審査し得ないうらみがありますので、免許制度を採用し、真に委託者として適格と考えられるものに限り、免許をすることとしたのであります。なお現在登録済みの委託会社につ

きましては、いざれも委託会社として適格と考えられますので、免許を受けたものとみなすことにしております。また委託会社の免許制度を採用しましたことに伴い、委託会社の監督を整備強化し、委託会社の取締役が、他の会社の常務に従事し、または事業を営もうとする場合には、大蔵大臣の承認を受けなければならぬものとするほか、委託会社の業務の廃止等は、大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととしたのであります。委託会社が信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等におきましては、大蔵大臣は、新たな信託契約の締結または元本の追加信託をしてはならない旨を命じ、または免許の取消しをすることができるとしております。

なお委託会社または受託会社が免許を取消された場合に、既存の信託契約をただちに解約することが受益者に不利となるときは、当該信託契約に関する業務を他の委託会社等に引継ぐことを命じ、または当該委託会社が暫定的に当該信託契約を存続することを承認することができるとしたのであります。

第四は、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案でござります。

現在小学校における児童への給食の用に供する麦等は、食糧管理法の一部を改正する法律附則第二項の規定により、農林大臣の定める特別の価格をもつて売り渡すこととなつております。

が、これによつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補填するため、予算の定める範囲内において、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をすることができるとしているので、この法律案を提出いたした次第であります。

なお昭和二十八年度におきましては、前述の繰入金として十五億六千六百余円を予定いたしております。

第五は、国民金融公庫法の一部を改正する法律案でござります。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月資本金十三億円をもつて発足して以来、国民大衆の旺盛な資金需要に応じて、その後数次にわたつて増資を行つとともに、資金運用部資金の導入に努め、昭和二十七年度末においては、資本金百三十億円、資金運用部借入金六十億円の資金量を保有するに至り、貸付額累計も約三百七十億円に達したのであります。昭和二十八年度においては、公庫に対する資金需要は相当多額に上ることが予想されますので、昭和二十八年度予算において一般会計から四十五億円を公庫に出資することとし、これに伴つて公庫法の資本金の規定を改正することにいたしましたのであります。これにより昭和二十八年度においては、出資金四十五億円及び資金運用部借入金三十五億円計八十九億円の新規資金のほか、既往貸付金の回収金等百七十九億円を加えて、二百五十九億円の資金のうち、約十一億円を資金運用部に返済して、なお約二百四十八億円の貸付が可能となるわけであります。

ので、さらに次の諸点について公庫法の改正を行うこととしたのであります。すなわち事務所の設置に関する制限規定を削除するとともに、公庫の役職員の身分につきましては、さきに国家公務員法の適用から除外したのであります。が、今回さらにその退職手当につきましても、国家公務員の例によらないこととするとともに、国家公務員共済組合法の適用を除外し、所要の規定を設けることいたしましたのであります。

第六は、閉鎖機関令の一部を改正する法律案でござります。

閉鎖機関令に基く閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以来、銳意その処理を進めて参りました。戦時中外地で活動していた特殊会社、外債関係の会社、金融機関及び国内における各種の戦時統制機関など、当初総数八千八十八に上る閉鎖機関のうち、現在までに約八百五十機関が特殊清算の結了を見るに至りました。一般、特に民法及び商法等いわゆる一般法に基いて清算を行うのが適当と認められる機関につきまして、その指定を解除する措置を講じ、もつて閉鎖機関の整理の促進をはかつたのであります。が、今回さらにその最終的な処理体制を整えるため、在外活動閉鎖機関につきまして、従来禁止されておりました社債の弁済及び残余財産の分配を認めると、閉鎖機関の指定を解除し、また株式会社である閉鎖機関については、

会社の継続または新会社の設立の道を開くことを目的として、この法律案を提出いたした次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につき

まして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、戦時中主として外地で活動していた閉鎖機関は、現行法上、社債の弁済及び残余財産の処分が禁止され、在外債務の弁済のため、国内債務を弁済した残余の財産は、全額これを留保せしめることとなつてゐるのであります。が、これを改正いたしまして、在外債務の総額が在外資産の総額を越える額及び将来におきまして在外債務の弁済を必要とする機関等にありますては、政令で別に定める金額との合計額を留保せしめて、社債の弁済及び残余財産の処分をなし得ることとしました。またこれらの機関につきまして、閉鎖機関の指定の解除もできることとし、この場合におきまして、指定を解除された閉鎖機関が外国法人である場合には、清算事務を執行する機関を久くことになりますので、裁判所に清算人の選任を求めるごとに、また指定解除機関が外国に本店を持つていた日本法人である場合には、法令や定款の規定を排除して、国内において株主総会を招集し、清算人を選任して、民法及び商法による通常の清算手続きに移ることができるようになります。

第二に、株式会社である閉鎖機関が指定を解除された場合におきましては、現行法では、民法及び商法の規定によりまして清算を結了するほかなかつたのであります。が、これを改正いたしまして、株主総会の決議によりまして、会社を復活させることもできることがあります。

第三に、閉鎖機関の国内残余財産をもつて新会社を設立する道を開くこ

といたしました。すなわち、閉鎖機関の株主が新会社の設立を希望する場合におきましては、特殊清算人は、その申立てをなし、特殊清算人は、その申立ての趣旨に従いまして、新会社の設立計画案を作成し、株主総会に諮りました上、大蔵大臣の認可を受けて新会社を設立することができます。以上の手続により、閉鎖機関の新会社が成立いたしますのであります。以上の手続によれば、閉鎖機関の特殊清算は終了することとなるのであります。さらに在外債務を有している閉鎖機関につきましても、さきに述べましたように、在外債務と在外資産の差額及び政令で定める金額との合計額を留保すれば、新会社を設立することができることといたしますのであります。

以上の改正に伴いまして、商法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、引当財産の管理に関する政令等に所要の調整を加えることとしたのであります。

第七は、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保護に関する法律案でござります。

別途御審議を願つております昭和二十八年度政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、それへ、鉄道債券八十五億円及び電信電話債券七十五億円を公募して、その収入をもつて改良工事その他に施設工事関係の経費の財源に充当することが予定せられております。

政府といたしましては、これらの債券の募集を円滑ならしめるため、債券の元金及び利子等の支払いについて保證をすることが適当であると考え、これららの債券にかかる債務の支払いにつ

いて、政府保証の規定を設けるとともに、これらのものの外貨による長期借入金についても、あわせて保証する規定を設けようとするものであります。

最後に、保険業法等の一部を改正する法律案であります。

この改正の第一点は、航空保険事業についても、海上保険事業と同じく、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに事業者団体法の適用を除外することとしたことであります。

航空保険事業は、海上保険事業と同じく、国際性が強く、かつ、受け物件の価額が巨額に上ることが多いので、料率協定、再保険ブル協定等の共同行為が必要とされるのであります。このような特殊性にかんがみ、海上保険事業と同じく私的独占禁止法等の適用を除外することとしたのであります。

次に、保険会社については、その決算の完了に特に日数を要する事情にからみ、定期総会の場合に限り、その株主名簿を閉鎖することができる期間を、商法の規定にかかわらず、九十日間といたしました。

その他、保険会社の責任準備金の計算に關し、必要な事項を命令で定めることとし、あわせて外國損害保険事業者の未経過保険料準備金を責任準備金に改めることとするほか、若干の規定の整備をすることとしたしました。

以上が八つの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○宇都宮徳馬君 議題として、質疑を続行いたします。

の二十四法案、合計三十二法案を一括正する法律案につきまして、質問いたしたいと思います。信用金庫法の一部がこの通り改正されると、金庫という文字を使つてゐる金融機関は今後金庫という文字を用いる金融機関は、非常に信用が増すことになるわけであります。従つて預金吸収などを増加するというようなことになりますが、これに対しまして、大蔵当局は、今後の監督、あるいは必要な場合には援助、救済等の処置をされる御決意があるかどうか、これを承りたいと思ひます。

もう一つ。この信用金庫法で、金庫という文字を金融機関に自由に使つことを許していたのは法の欠点だという御説明がございましたけれども、すでに金庫という文字を用いておる金融業者がございまして、これが漠然と金庫という文字のかもし出す信用によつて、相当金を集めている。それが最近破綻いたしまして、相当な損害を庶民大衆にかけておるのであります。非常に氣の毒な零細な中小企業者、あるいはまた戦争未亡人、こういうようなものもあるわけでございますが、こういふ信用金庫法の改正をなさる大蔵当局でありますから、今まで法の欠陥によつて生じた零細な中小企業者あるいはその他気の毒な人々に対して、特別な救済の行政措置をなさるお考えがあるかどうか、これを承りたいと存じ

Digitized by srujanika@gmail.com

ます。以上二点でありますか、当局に
お尋ねいたします。

○愛知政府委員 第一のお尋ねは、金庫という文字を他に使わせない結果、信用金庫の責任が重大になるといいま

すか、保護が厚くなるから、監督を強化するかどうかというふうな趣旨のお尋ねかと思いましたが、これは、「信用金庫法に基づきます」ところの監督は、従前通りやつて参ることはもちろんでございますが、実質的にも、先日もいろいろお話を出ましたように、庶民金融機関としての信用金庫の、たとえは資金源の拡充その他につきましては、今後ともできるだけの措置を考えて参りたいと思つております。

しましては、事情のお氣の毒な方もおられることは重々お察しができるのであります。が、ただこれは非合法と申しますか、法律の根据によつてやられた営業でないものでありますから、政府としては、その救済のために特段の措置をするということは考へておらぬわけでござりまするので、御了承願いたいと思ひます。

保護の立場から、万全の措置は引き続き講じて参りたいと思つております。

○井上委員 きのうの私の質問に、さらに掘り下げて伺いたいのですが、きのう私は主として零細な中小企業、庶

民大衆の金融をどう円滑にやるかといふことについていろいろ伺つたのであります。その場合において、私の考え方は、幸い商工中央金庫がございまして、これと国民金庫という、庶民大衆を対象とする二つの金庫が政府にあるわけであります。この商工中央金庫に対して政府の資金を拡大するなりして、ここで相当大きな資金をもつて、これを末端の商工協同組合、中小企業協同組合等の組織

るに流すといふことが系統的に確立され
する必要がある、ということを、私は主張され
ておるのであります。これは御存じのと
のように、農林関係におきまして農林
中央金庫が、末端の農業協同組合を通
して短期資金を流しておる実情から考
え、またここから資金を吸い上げてお
ります実情から考えて、この系統組織
は非常にうまく活用されております。

それが何ゆえに商工関係ではできないかという問題であります。これは政府にその熱意があり、その方法さえよく検討すれば、私は必ずうまく行くと考えます。ところが最近問題になつておられますのは、零細な中小企業及び庶民大衆が、一口十万円とか二十万円とか、あるいは五十万円とかといふ小額の資金を非常にやかましく要求しております。これに対して、庶民金融公庫なり、その他の金融機関の貸付状況は、まったくないつていいのであります。そういう実情から、私は一応この

金庫の資金わくを拡大して、そうしてこれを末端の中小企業協同組合等が開

係を持ちます信用協同組合とか、相互金融機関とか、または信用金庫等、そういう直接末端の庶民なり組合に関係

を持つております機関に流し、しかもその資金の約三分の一くらいは、大体五十万円か百万円を単位にして——この額是非常に理論的にはむずかしいのですがけれども、多くの人にできるだけ資金的恩典を与えるということから、できるだけこの額を小額にしまして、多くの人に便宜を与える。小数の人だけが利用するということでなしに、なるたけ多くの人に利用さすようなやり方に改むべきである。こういう考え方を私は持っておりますが、こういう考え方

え方は実際は困難でありますか。そういふことになると、今度中小企業等の損失保険法が出て参りますが、その場合にも、結局信用のある人がこの損失補償を受けて、かんじんの助けてやらなければならぬ。骨身を削つて働いておる人の努力に対しては、ほとんど報いられないということになりますから、この点では、私は政治の声なき声を探すといふ

○愛知政府委員 昨日私から御説明申
し上げましたところで、私の方も申し
上げ足りなかつた点があると思います
ので、その点をあわせてお答えをいた
したいと思います。

まず第一に、商工組合中央金庫と信
用協同組合との関係でございますが、
これは現在でも取引関係を結んでおり
まして、いわゆる親銀行とまでは言え
ませんから、必要でないかと思うのです。
こういう点に対し、どういうぐあい
にお考えになつておりますか、もう一
度伺いたい。

協同組合のお世話も、制度上できること

うにいたしておりまし、また実際上
も相当の連繋を持つてやつておるはざ
で」とおれます。

その次に商工組合中央金庫は、これがかつての再建整備のときからの問題點であつたのであります。現在の建設では、これはいわゆる政府機関ではなくなつておるのであります。政府からの出資もほとんどないのも同様でございます。多少事務的な関係で、若干のものが残つておりますが、これはほとんど政府出資の機関でない現状になつておるのであります。そこで、政府として商工中金にどういう援助をしておるかと申しますれば、ただいま御指摘

の通り、商工債券を発行いたします提
合に、資金運用部資金が大量にこれを
引受けるということで、資金の調達の
面においては、実質上政府機関と同様
の取扱いをされておるような次第でござ
ります。

それから信用金庫と信用金庫の中
機関の問題でござりますが、この方
は、信用金庫の連合会を一つ組織して

おりまして、それが事実上中央機関としての役割を現在果せるようにできておりますのでござります。

その次に申し上げたいと思いますのは、中小企業金融公庫の創設といふことでございまして、これも御承知の通り、農業関係等については、ただいま御指摘の通りいろいろの機構があるわけですが、あらためて政府としても、この中小企業公庫の創設といふことには相当の期待を失はかけておるような次第でございます。中小企業公庫ができました場合におきまして

も、いわゆる組合を対象とするとここの商工中金に対しましては、その組合

融資の進展が望ましいという考え方から、今後における中小企業公庫の業務の委託というような点については、商

工中金を十分に活用して参りたいとお思ひますので、商工中金は、これを要するに組織としては現在政府機関と同様、あるいはそれ以上を保護して行く建前になつておりますが、それがさらにこの際一段と進展されることになるというふうにわれわれは考えており、またその方向に育成し参りたいと思つております。最後に、きのうのお尋ねのときの中に申し残したのでありますから、現在信用金を十分に活用して参りたいとお思ひます。

庫あるいは相互銀行等をも含めまして、正規のいわゆる庶民金融機関、民間の金融機関につきまして大体調べてみましたところ、「一件の貸付の金額が五万円以下」というのが、全体の貸出件数の中ではとんど四割近くを占めています。正確に申しますと、三割八分何厘という程度であります。これは件数でございますが、小額のものについ

て信用金庫や相互銀行がやつておるということは、この数字から見てもはつきりするかと存するわけでござります。

たように私どもは記憶しておりますが、その後これが中小企業の面までめんどうを見るようなことに、最近は非常に業務が拡大をされておることは非常にけつこうであります。ところでどういうわけでこういう国民金融公庫といふ一つの機関を設け、商工中央金庫という機関を設け、さらに新しく中小企業金融公庫というものを設けるか。それはどういうわけでそんなによけい煙突みたいに立てなければいかぬか。これを一本にまとめて、そして末端の系統さえよくやれば、政府の監督にしてもうまく行くだらうし、またいろいろの面、非常に経費の上においても助かるじやないかとわれ／＼は考えますが、これは何かそさせにやいかぬ特別の理由でもあつてやられておるのか。それとも、これはみなおの／＼貸付先の性格が違うのですか。たとえば商工中央金庫は五百萬円以上の大きなやつをねらう、今度できます中小企業金融公庫は、それから下をねらう、国民金融公庫は、ほんとうに困つたやつをねらう、こういうふうに使いわけをするつもりでこういうことにしたのですか。一体それはどういうことです。政府機関として一応めんどうを見、監督をして行かなければならぬものに対して、どういうわけでそういう店を別々に持たせなければならぬのか、何かこれには特別に理由があるのじやないかと思うのです。その点を一応伺つておきたいと思います。

まして、むしろ言つてみれば沿革的
社会的背景、環境のもとにこういうい
るいろいろな特色のある機関があるのだ
と申し上げた方がむしろ正確かと思いま
す。そこで一本にしないかというよう
なお話をございましたが、今度の中小企
業金融公庫の創設などは、そのお世話を
えに近いのではないかと思うのです。
なぜかと申しますと、昨日も申し上げ
ましたように、政府が最もお世話をし
なければならぬのは、資金源の供給の
問題だと思ひます。私どもは中小企業
金融公庫というものが、むしろ特別会
計的な、中小金融に対する資金源の造
成ということをこれはねらつておりま
して、先ほども申し上げましたよ
うに、既存の商工中金その他を利用し、
またそれを通じてこの金を出すのであ
つて、中小企業金融公庫それ自体は、
直接貸付というようなことをやるさら
に新しい機関として登場するとい
うなことは、むしろ避けて運営して行
きたい、こういうふうに考えておりま
す。

民金融公庫といふものには強いわけでござります。従つてこれは純粹の政府機関として運営しておるわけでございまして、商工金の系統や、あるいは組合というようなものは、われくの観念しておりますところでは、いわゆるペイイング・ベースに立つた一つの私企業である、また組合企業である、こういうふうな感じを持つておるわけであります。従つてこれを全部一本にすると、いふことは、対象が異なりまするので、私どもとしてはこういう制度の方がよろしいというふうに考えております。

○井上委員 次に、中小企業の金融貸付の条件の問題でございます。御存じの通り、われく国民の血税から出されております資金でござりますから、できるだけまじめに返す人を対象にして貸し付けることが、その業務に携わる者の当然の任務であろうと思ひます。そういう公正な立場で金融業務を運営しておるかと云ふと、そなばつかりでは現実はないのであります。どちらかと申しますと、貸付業務をやつておる者や、その機関の特別な人と密接な関係を結ぶことによつて、特に当活発に行われております。これは市中銀行においてもしかりであります。いわゆる金融が梗概しておる現状から、何とか低利の資金を借り出そうとする熾烈な運動が行われる。その場合、そしてボス的な存在が至るところに横行しておることは、あなた方の耳にも入つておることであろう。これを排除

するということは、いろいろな面で、いろいろな不正がそこに上つておるということなら別でありますし、またそういうことがわかれれば、ただちにそういう者についての出入りをさしとめるとか、あるいは貸さぬとかいうような制限、あるいはまたそれに対する取締りの方法もあるうかと思ひますが、そういうことが容易にわからない現実におきましては、他の者がいかに頼んで行つたつて、なか／＼その資金では事足らぬとか、また条件が悪い、また調査で数箇月を要する、こういうことで、手形の決済その他で火のつくような状況で貸出しを要求しておる、また現実は貸してもらえないのです。そこで、少くとも政府が責任をもつて監督をしておいて文句があつて、なか／＼現に滞貿に対する支払いから資金を必要とする場合においても、担保物件その他において文句について、貸付委員会の資金の貸付については、貸付業務によるにあらずして、ここに五人なり七人の専門的な委員を大蔵大臣の委嘱によつて、あるいは一方的なとりぎめによるにあらずして、こうした貸付を必ず審査する。そこで一へん審査したものは必ず調査にすぐかける。調査したものは、すぐ次の委員会審査に付託する。こういうことにいたしますならば、しかもその委員会の任期はある一定の短期間に限つておく。長期にすると、またそこにひもがつきますから、短期間に限つて、大蔵大臣の委嘱による。そういう民主的な委員会の運

當を新しい制度として一へん考えてみたらどうか。そうしたら、ボス的ないろいろな存在は完全に排除されるということになり得ると私は一応考えます。もちろん委員の選任ということは、非常に重要でございまして、この点は慎重に検討しなければいけませんが、そういう新しい一つの考え方を考えてみたらどうか、こういうようになりますが、こういう点について考えておりますが、こういう点についてどう考えておりますか。

○愛知政府委員 ただいまの御意見は、主として国民金融公庫についての問題かと思うのであります。実は私どもも、さわざとしてばボス的な存在によつて融資が行われている疑いがあるといふようなことは、耳にいたしまして、さようなことが万々ないようには、常時注意はいたしておりますのであります。ただどうかといつて、委員会組織ということになりまして、結局またその委員に対しいろいろと運動が起るというようなこともありますから、と思ひますし、われくとしては、国民金融公庫の場合で言えば、一件の貸出しの限界といふものは二十万円であります。それから今ようやくおかげさまで、全国都道府県庁の所在地には全部支所ができるのであります。やはり末端でもつて、できるだけ早く融資を決定してあげなければならぬ件数が非常に多いこと、それから地方的に非常に分散しておりますので、実際問題として、今の委員会制度といふものを考へてみましても、本省に置くようではかえつて意味がないようにも思ひますし、いろ／＼実際上の困難性、あるいはその他のことを考へますと、私の意見としては、現在の制度において民主的に、

明るく、かつ迅速に事務が処理できるよう努めることがまず第一ではないかといふように考へている次第でございまして、その関係から先ごろ提案の理由を説明いたした中にもあるのであります。公庫法の改正も逐次やつて参りまして、ここで働く人たちが現在非常に忙しいのであります。実は数日前にも、国民金融公庫の組合の代表者の話もいろいろ聞いてみたのであります。が、非常な忙しさであることをから待遇が、従前は御承知のように国家公務員法に縛られております。これは今度その拘束がなくなつたわけであります。職員を働きやすくする、そしてその上で責任感を旺盛に持つてもらう。まず手取り早いところで改善策を打出して参りたい。こういうように考へているわけであります。

○井上委員 この零細な中小企業者及び庶民の金融については、政府は一段

の努力を払われ、所要の対策を大胆に実行をしていただきたいのであります。

この際私はこの庶民大衆の金融問題に連絡いたしまして、やみ金融の問題に対して、刑事局の方の意見を伺いたい。すでに刑事局の方でも、新聞で御存じであります。が、株主相互金融、あるいは貸金業等々の名前によりまして、庶民の金をいろ／＼な言葉をついています。このことは事実であります。すでに一部の新聞にも報道されており、ラジオ等においても、いろ／＼な批判の対象になつておることは御存じの通りであります。この問題に対する方針は、一体いかなる見解を

持つておるか、現に大蔵省の方におい

ても、貸金業等に関する法律の第七条違反として摘発をし、これが聴聞をや

らかになつておりますが、この明らかに違つた結果、不正があるということが明

に成了した事件に対しても、一体刑事局はいかなる態度をもつて処理せんとする

か、この問題は単に法律違反とかいう

零細な預金者に非常に大きな打撃を与える問題であります。この問題に

対して一体いかなる処置をとろうとするか、この点について責任のある御答弁をいただきたいと思います。

○安原説明員 ただいま井上委員が申されましたが、零細な庶民のいわゆるたんす預金等を収奪する悪質な貸

金業者の違反につきましては、庶民大衆の保護という意味からいたしまして、検察方針としたましても、嚴重な検察を行なうという方針は、すでに確

定しております。株主相互金融等につ

きましても、それが貸金業法七条の預

かり金禁止規定に違反するものであ

りますれば、これも同じく嚴重に検察す

るという方針は決定しているところで

あります。そこでこの問題の会議に

おきましたが、その方針は最高検察院

より嚴重な検察を行うように係検事に

指示しているところでござります。

おわれ／＼といたしましては、どこまで

互銀行法違反、いわゆる物品の割賦販

売を仮装する相互銀行法違反、これは

一日までに、四百八十一件の検挙を見

て、一日までに、四百八十一件の検挙を見

定しております。それから相互相

互銀行法違反、いわゆる高利をもつてもくりで

金業、いわゆる高利をもつてもくりで

やつて、いわゆる貸金業関係の違反は、すで

に相当多数検挙いたしました。本年に

至りましたが、一月一日から三月三十

日までに、四百八十一件の検挙を見

定しております。それから相互相

互銀行法違反、いわゆる高利をもつてもくりで

金業、いわゆる高利をもつてもくりで

やつて、いわゆる貸金業関係の違反は、すで

銀行局の方から連絡を願つてやる方が、検察としても誤たず、能率的にやれるという意味において、銀行局の方から御連絡を願つて、どこまでも検察としては、そういう検証があればもちろん検察のメスを振うにやぶさかではないのであります。

○井上委員 非常に大事なところですから、くどいようではありますが、申し上げます。あなたの御意見は、あなたの方個人の勉強のために言わることであつて、こういう公の席上で、検察官としてはそんなことを言うべきではありません。少くとも銀行局がこう言うたらと、こういうお話をあなたがやめるといつたらやめますか。そういうばかなことはあるべきことではないのであつて、あくまであなた方は、財界や経済界等の入り組んだいろ／＼な情勢を判断をし、適正な方針を立てる上についての一つの資料としてあなた方が検討され、研究されてやられるのがけつこうなことです。それをやらなければならぬと思ひます。が、それを何か犯罪捜査の大きくてこに使つて、片方がちよつと待つてくれといつたら、待つておりますか。そんなむちやなことはあり得ないと思ひます。だからそのところは、こういう席でそういうよけいなことを言つてもらつては、日本全国の検察の指揮をしておるあなた方としては、はなはだ不穏的な言葉です。そう思いませんか。私はそう思う。

○安原説明員 決して、銀行局が待つてくれと言つたから待つといふようなことを申しておりません。銀行局の見解を資料としてやるという趣旨に御了解を願いたいと思うのであります。

○井上委員 どうするかは、検察は一体いつになつたら出ますか、それをお伺いたい。

○安原説明員 結論と申しますと、どうです。相互金融に対する違反がありとして、株式会社で新規も報道されており、警告も発せられ、聴聞会も開いて、現実にされておることがあるのです。それに対して、あなた方はどうしようというのですか。

○安原説明員 明確な違法性の限界につきましては、すでに銀行局と打合せをいたしまして、銀行局長から大蔵委員会で御説明があつた線にのつとつて、われ／＼は違反か、違反でないかということをきめるということについて、結論が出ておるわけあります。それは、結論が出ておるわけあります。

○井上委員 ちよつとおかしいね、あなたの言うことは。私の言つておるのとは、銀行局は金融行政その他いろいろ解釈しなければならぬから、いろいろ政治的にも考慮しましよう。ところが刑事局としては、犯罪事実がはつきりしておれば、当然検挙の方針を立てなければならぬ、私はそう思ひます。それが、それを何か犯罪捜査の大きくてこに使つて、片方がちよつと待つてくれといつたら、待つておりますか。そんなむちやなことはあり得ないと思ひます。だからそのところは、こういう席でそういうよけいなことを言つてもらつては、銀行局長から……。

○愛知政府委員 銀行局長から……。業会社といつたようなものはどう取扱うかということになりますが、金庫という名前を使つておりますが、金庫とは貸金業全体に対する取締りなり、あるいはこれに対する監督の方式につきましては、先般來申し上げておるラインで行くのであります。単に金庫という名称を使つておるかいなかによつて、この点は区別するつもりはございません。それから何々経済会といわれるものは、おそらく匿名組合方式でやつております資金の集め方について、この点は区別するつもりはございません。それから銀行といふ言葉は、別に規定がありますから、それで匿名組合方式によつて金を集めているものに対する一般論としては、実は私個人の考え方から言えば、商法が認めていますが、貸金業者でない、これらのものも管轄でもございませんし、それについてかれこれ申し上げることは、非常にむづかしいと思ひます。ただ私たちは、銀行の立場から、わざ／＼この法律までつくつてわずか五十足らずのものを縛るのは、少し大きさであります。匿名組合方式によつての問題だと思うのであります。この点も、去る三月當大蔵委員会で、私から政府としての考え方を申し上げたときには、はつきり御説明申し上げたのとおりました。本来の匿名組合という制度は、おそらく今行われている匿名組合のような実情を、実は想定しておらなかつた規定ではないか。私しらうと

お答えを申しますが、何万、何十万という人が出資者になるような形における匿名組合というような仕組みは、おそらくあの商法ができた當時は、予測していかつたことではないか。従つてそういうことを前提にして考えますならば、現在行われておる匿名組合方式による資金の集め方といふのを、現在の法律の今までほうつてあります。しかし預金を預かっておると断定いたさなければならぬ分野がありますが、実は預金を預かっております。そこから先は非常に事務的な対応になつて恐縮であります。しかし貸金業をやつております。しかし貸金業をやつておりますが、その辺は、たとえば勧業会社とか、あるいは殖産会社というようなものはどういう方法でこれを取締られるか。あるいは何々経済会といふものがありますが、そういうものはどういうふうな方法で取締られるか、その辺について御説明願いたい。

○河野(通)政府委員 第一点の何々銀行局長から……。

○佐藤(觀)委員 それからもう一つ銀行局長にお尋ねいたしたいのですが、商法の規定では、名称を使うときは大体自由といふことになつております。それで、その自由の方式があるから、たとえば銀行といふ言葉は、別に規定がありますから、それで匿名組合方式によつて金を集めているものに対する一般論としては、実は私個人の考え方から言えば、商法が認めていますが、貸金業者でない、これらのものも管轄でもございませんし、それについてかれこれ申し上げることは、非常にむづかしいと思ひます。ただ私たちは、銀行の立場から、わざ／＼この法律までつくつてわずか五十足らずのものを縛るのは、少し大きさであります。匿名組合方式によつて金を集めているものに対する一般的な規定ではないか。私しらうとお答えを申しますが、この点についてどういうお

○河野(通)政府委員 この点は昨日も申し上げましたように、名称というものは原則として自由であるということは、御指摘の通りであります。しかしこれが現実に相当弊害をかもしておるという事実を認めますので、この際どうしても金庫という名称は、正規の金融機関つまり預金を預かれる金融機関としての資格を持つておるような誤解を起すことが非常に多いということにかんがみまして、正規の金融機関以外のものについては、金庫という名称を使ふことは適当でない、かよう考へておる次第であります。御意見はいろいろあるうかと思ひます。

なおきのうお話がありましたので、御参考までに申し上げますが、去る三月西村委員からこの問題について、たとえば金庫という名称を、正規の金融機関以外には禁止するという方法をとつたらどうかという御質問に対し、私がそういう必要はないということを答弁したように佐藤さんから伺つて、念のため速記を見ましたが、そういうことは申しておりません。技術的にはいろいろ問題があるが、ぜひ弊害のないように考えなければならぬと申しておるのであります。その点は御了承願います。

○佐藤(觀)委員 そのことについては、いろいろ議論がありますから、また他日において質問したいと思いますが、もし金庫以外の勧業とか殖産とかいうまぎわしい言葉に対して、今後この法律が使えるかどうか、この点について銀行局長の御答弁を願いたいと思います。

○河野(通)政府委員 きのうも政務次官からお答えしたと思うのであります。

すが、勧業とか興業とかいうのは、や
や固有名詞に類するとと思うのであります
す、固有名詞までこの法律で縛つて行く
ところで、金庫という名称を正規の
金融機関以外に使つてはいけないと
いうことにしておけば、今言われてお
りまする弊害の大半は、少くとも除去
できるのではないかというふうに考え
ております。今後さらに進んで参りま
すれば、きのうも申し上げたように、
金庫に近い他の名称を使うというよう
なことも、いろいろ出て来るかもしれ
ません。そういう事態が出て参りま
した場合に、その弊害が非常に顯著で
あるということにでも相なりりますれ
ば、その節は、また別に考えなければ
ならぬと思いますが、そこまではまだ
考えなくていいのではないかという
ように考えております。

ど意図をしていない。従つてこれらの庶民が、何となくどこかにすがりたいという気持でおつたところへ、こういうような金融機關が自然発生的に生れて来て、しかも監督官厅あるいは検察当局は、これを数箇年にわたつて見のがして來た。今やこれが大きな力になつて成長して參り、聞けば百数十万人の預金者がある。しかもその蓄積された預金が三百数十億ということになつて來ておる。そうしてすべてこれらの者は刑事の違反者である、あるいは貸金業法違反によつてその閉鎖を命じ、営業停止を命じて行くということであるならば、よつて及ぼすところの社会的な影響といふものは、非常に甚大であろうと私は思う。法律といふものは、申すまでもなく公共の福祉を守るためにあるのであつて、従つてその功罪兩方面からこれを厳しく批判、解剖をして、悪質の者はもとより処斷をせなければならぬけれども、政府はいわば寛大な方針とか、あるいは成行きを見て、その上処理しようといふような考えであつたか、われ／＼はあなた方の考え方を捕捉することはできないけれども、いすれにしても、ここ数箇年にわかつて千数百にわたるところの営業体が、とにかくくにも、その営業を許されて來たといふことの事実の上に立つて問題の收拾の道をはかつて行かなければならぬと思います。従つて、現在そのういう金を借りて生きておる人たちの立場、そして、そういうところへとくに金を預けておる人々の血のにじむような金が、いかにしてそれらの諸君の手元にもどり得るかというその方法に対する見通し、そういうようなものを十分見きわめて、ひとつ收拾の道

をはかつてもらいたい、ということを、私は強く要望するものであります。さらにもう一つ、時間がありませんので継続的に伺つておきますが、国有財産処方に關して、大藏当局の意見をちよつと伺つておきたいと思うのであります。今回中小商工業者が、賠償機械を自分の古いのと新旧取替える形において、政府の払下げを受けることができております。かかるところ、その差額金の中には五十万・百万・二百万というような相当巨額に上るものがあります。かかるところ、今金融機関、あるいは重税、あるいは営業不振等のために、そういう現金を一挙に醸出すことが困難なる状況に置かれております。そうした場合、これらの方々は、政府の親切なる配慮によつて、中小企業を合理化するとか、あるいはいろいろな生産を高度化するといふ意味で、せつかくそういう賠償機械を払い下げてもらつたのだが、しかしその金を払うことのために、高利な金を借りるとか、あるいはその經營が不健全なる状況に陥るというような面が現実に発生しつつあります。従つて業者は、これに対して、年賦でひとつその代金を払わせてもらいたいといふ陳情を当局にいたしておると思うのであります。中小企業を助長、育成するための施策として考慮されたこの賠償機械の中小企業者への交換という、その趣旨から考えまして、その陳情は当然かなえてやるべき性格のものだと思つてあります。これに対しして政府はどういうような方途を講ぜんとしておるか、なお講じつあるか、この点について、政務次官から御答弁を承

りたい。以上とりまとめて四点御質問をいたしました。

なお申し上げておきたいのは、ここに刑事局長もお見えになつておるようだが、先般大蔵省で、何か相互金融関係を検査したその当事者が、どこかの相互銀行の重役に就任したというようなこともあります。これは明らかに公務員の就職制限に関する法律に抵触すると思う。のみならず、私どもがその後これに対しても調査をしておるところによりますと、かつて保険事業について、東京海上の長崎何とかいう方が、その業界代表として大蔵省の保険課長に就任をして、その就任期間を通して、保険料金算定に対する法律とか、保険事業界に有利な幾多の法律を立法して、その事なるや再び帰つて、東京海上の社員に復職しておるという事実もある。少くとも大蔵省は、金融行政、あるいはいろいろなそういう行政の監督者である。しかもその監督者で、いろいろなそういう商事会社との人事交流がまことに顕著に行われておる。そういう事実は、これらは国民の信望を得るゆえんではない。私はこの機会に申し上げたが、とともにかくにも業界の代表者を大蔵省の責任者に迎え入れて、当事者として立法せしめて、しこうしてそれをまた任すとか、こういふような監督行政をやつておる大蔵当局は、とかくの論界において、他の競争会社の重役に就任する前に、もう少し自分の立場から明確にして行かなければならぬと思うが、これらの問題について、刑事局長は何か検察上のメスを加える意思はありません。

ないが、この点をひとつ伺つておきたくあります。

でも私どもまことに申証ないと言わざるを得ないのであります。しかし弁解

がましくなりますが、実は先ほども、刑事局の方からもお話をありましたよ

うに、この問題は法律的に非常にむず

かしい。言葉は非常に語弊があります

ます。

○河野(通)政府委員 お尋ねが大分た

くさんあるのであります。第一の労働金庫は、現在信用協同組合でできております。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金

庫は、現在信用協同組合でできております。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金庫は、現在信用協同組合でできておりま

す。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金庫は、現在信用協同組合でできておりま

す。

ます。

○河野(通)政府委員 お尋ねが大分た

くさんあるのであります。第一の労働金庫は、現在信用協同組合でできておりま

す。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金庫は、現在信用協同組合でできおりま

す。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金庫は、現在信用協同組合でできおりま

す。

ます。

○河野(通)政府委員 お尋ねが大分た

くさんあるのであります。第一の労働金庫は、現在信用協同組合でできおりま

す。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金庫は、現在信用協同組合でできおりま

す。これは昨日申しました後、いろいろ研究をいたしてみましたが、労働金庫は、現在信用協同組合でできおりま

す。

ます。

からも、長いこと大蔵省におつて、保険課の事務官として業績を上げ、その後保険課長に就任したのであります。それで、先ほどおあげになりましたいろいろの立法等についても、非常によく働いてくれた人でございます。本來が会社に入つたくらゐの人でありますから、かねん会社側からも非常に希望され、自己の希望もありましたので、このよきな場合におきましては、人事院あるいは国家公務員法等の關係におきましても、特例を認められておるようなケースでござりますから、大蔵省の方は円満に退職して、元おりました会社に復帰したような次第であります。しかし大蔵省在職期間も相当長くて、その間においては、もちろん公務員として、私も存じておりますが、非の打ちどころのないような優良な人物でもあり、また業績も上げた人でございます。大蔵省からまた会社に返つたという点について御意見のありましたことは、私もよく承りますが、それ以上にわたつて、業界の代弁のためにわざわざ入つて来たとか、そういう意識のもとに働いたとかいうことは、絶対にないと私は確信をいたしておりますよう次の次第でございます。

御指摘の人がその線に当つたわけござります。これは非常な異例の場合であります。今後はそういうことのないようにならなければなりません。それから話をかわりますが、たゞいまのやみ金融の問題であります。それはやみ金融であるかどうかは別といつてしまして、必要がそういうようなものだと思うので、そういう言動は大いに慎んでもらいたいと思う。

○春日委員 横浜の問題は小さい問題のようだが、これは人事院の承認を得られますか。

○愛知政事県府員 これは昨日銀行局長からも申し上げましたように、役員ではないのだそうであつまして、職員として入りましたのですから、人事院に対しても、所定の手続を経て承認を得ております。

がどれを数箇年にわたって見のがして
来て、事態はまことに收拾すべからざる
事態になつて来たということについては、これはそういう業者とともに、
一半の責任を監督当局がとにかく負わざるを得ないような状態に私は来ておる
と思う。そこで私が申し上げたいのは、
は、けがの功名とでも申しましよう
か、こういうような諸君があるいは非
合法であるかも知れないが、そういう
ような状況においてとにもかくとも、
五千、一万、その資料によりますと三
万二千円が平均の融資単位であるそろ
であります。が、そういうような融資が
現実に行われて、一面それが庶民階級
から喜ばれておるような面もないわけ
ではない。そうだとしますならば、現
在そういうような事態の收拾策いかん
というところへ行政の焦点を合して參
りましたとき、これをそのままにして
ペニックを与えて、何もかも法律に違
反するからだめだ、そういうものに捲
わつた者は逮捕投獄するんだ、こうい
うようなことでは、問題の解決になら
ぬと私は思う。これは私の即興的な着
想でありますから、御批判を願いたい
と思うのであります。私自身もなお研
究を要する問題であります。が、こうい
うような法律的にいろいろの疑義があ
る形態において當まれておる貸金業、
こういうようなものを合法活動へ移し
て指導助長して行く。たとえば信用協
同組合の形態に、あるいは相互銀行の
形の中に、あるいは信用金庫の中
にそれを組織がえして行くことのため
に、当局が一定の期間を設けてこれを
指導していく。そうして今まで、ある
一面において非合法ながらそういう零
細庶民に貢献をした人々に対する功罪

を、そこでよくなつて行く。幸いに御意見を承ります。
○河野(通)政府委員 私どもいたたまでは、こつ問題については、いろいろ御議論はかねばあるのであります。ですが、正規の金融機関としてそういう種類のものを認めて行くことがいいか悪いかは、正規の金融機関として新しくそういうものをつくる必要があるかないかという観点から考えて行かなければならぬ。つまり貸金業として新規の金融機関として認めるか認めないかにつきましては、そこは正規の金融機関の分布の状況とか、社会的、経済的な必要という面から十分考えて行くといふべきで、申入されががあったならば、すべてを——もちろん一定の基準があるわけでありますけれども、相互銀行にして行くといふことは、なかなかむずかしいと思いまます。ただ問題は、さらに実質的には現在のこれらの貸金業者の金利の状況は、御承知の通り非常に高いわけですか。集められておる資金のいわゆる預金者利まわりと申しますが、これは言葉が悪いのですが、預金者あるいは加入者に払つておられる配当利息といつたものが、月二分ないし三分程度であるうと思います。そういたしまと、年に直して三割以上のものに

思う。この問題はむろんここで可否の決定ができる問題ではありませんので、当局においても諸般の事情をよく御検討願いたい。これに對して非常に手をひきし処置が行わると、百八十万の諸君がきつと大きな迷惑を受けるだろうと思う。しかも今まで金融機関から相手にされなかつたところの諸君が、何となく手がかりを得ておつた、その手がかりがなくなつてしまふ。こういうような点等を考え合せて、金融上方全の措置を講じていただきたいということを強く要望いたします。

なお私のところへ関連事項がありますが、時間も過ぎてゐるという御注意も

ありますので、この辺で打切りりますが、特に中小企業者に対する工作機械の交換、これの差額金の納付方法についての分割払いの要請の陳情書が、當

局に全国から出でてゐるわけありますから、十分御検討願いまして、中小企

業者の窮情が少くともしんしゃくされるよう必要を要望いたしております。

○内藤委員長代理 大平正芳君。

○大平委員 ちょっとお話を違いますけれども、小額通貨の整理に関する法

律案に關連しまして一点承りたいと思

います。予算委員会の壁頭、同僚の本

間委員から大蔵大臣に対しまして、こ

の法律案に關連して、デノミネーションというような見方が世間にあるが、どうかというような質問があつたよう

です。私は速記録を調べておりませんので、正確なことは申し上げられませ

んが、大蔵大臣はこれに対しても、デノ

ミネーションというようなことは考

えていないといふような答弁があつたか

のようであります。デノミネーション

ということは、私この際これを取上げ

ようという氣持は毛頭ないのです。

まことに自信もありません。自信がない

たその自信もありません。自信がない

たその自信もありません。自信がない

つか三つよけになるというような不

運

たという意味は、これはやつたがいいの

だという自信もなければ、またやらな

いがいいのだという自信もない。いわ

うと運がいいのだといふ

う

た相当まじめに検討せねばいけない問

題ではないかというような気持がする

わけです。いろ／＼文献を調べてみま

す

しても、デノミネーションというよう

なものは、歴史上どういう場合に、ど

うような形でとられ、その効果、影響

は

はどうであつたかというようなこと

は、今寡聞にして私存ないのでござ

いませんが、成必を離れて、社会並びに

います

ますが、成必を離れて、社会並びに

經濟の実態を見ておりましたと、どうも

あしだをはいて歩いているような、き

み

て、それに対して大蔵大臣としては、

さような意思は絶対にございませんと

思はざるかどうかということは、予

算委員会の冒頭の質疑にございまし

て、それに対して大蔵大臣としては、

さような意思は絶対にございませんと

思はざるかどうかといふことは、予

算委員会の冒頭の質

信と、両方やるのが金融機関の普通の場合である、そういう意味で実は申し上げておつたのであります。貸金業者も金融をいたしますから、金融業といつてもいいと思いますけれども、私が普通いうております金融機関の中には、入つておらぬわけあります。しかば、貸金業者に対して大蔵省はどういう立場に立つておるかと申しますと、これは貸金業者に対する貸金業の取締りの法律がありまして、届出制でやつておるわけであります。届出制がいるからぬかということは、立法論としていろいろ問題があると思ひますけれども、現在としましては、自分の金で貸し付けたり、預金の融通をしたり、手形の割引をすることは、本来自由なものであります。それが弱者保護の立場から、非常に暴利をとつたり、あるいは金融業法違反して預金を受けたり、そういうことだけを取締る。それ以外は、本来貸金業者といふものは自由なものである。ただ、それに今申し上げましたような二つの制約がついておるというふうな考え方で、私どもの立場からいいますと、広い意味では一種の金融機関ではありますけれども、私どもがいつておる金融機関の立場の中には、入つておらないのであります。非常に説明がはつきりいたしませんでしたが……。

○大平委員 そういたしますと、金融の業務を営む者という表現と金融機関というの、違うわけですな。それからその点が、もし金融業務を営む者といふ中に、授信受信業務をあわせ行わない者も入る、あるいは多少あいまいな者もそういった表現の中に含めて考えられておるというのであれば、これ

は確かに春日君の言う論説が正しいことになるわけですから、今いう授信と受信両方をはつきりとやるものでなければ、金融機関といわない、あるいは金融業務を営む者といわない建前であれば、そういう金融機関の行政を御担当なんですから、そうでないものは、監督上責任を問われないはずであります。ですが、その点はいかがでありますか。

○河野(通)政府委員 いろ／＼議論はあると思いますが、金融機関と申しますのは、今私が申し上げましたような、授信と受信両方をやるのを大体金融機関と考えております。従つてその他の一いわゆる金融業といつておりますが、私どもはこれをわけて、貸金業という言葉をわざ／＼使つておるわけであります。正規の——正規というと言葉は非常に悪いのですけれども、金融機関とはいえないのじやないかと考えております。

○内藤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
明日は午前十時から開会いたします。

午後四時四十一分散会